

浪速区役所附設会館（浪速区民センター）利用料金減免規程

（趣旨）

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、浪速区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

（減免基準）

第2条 利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるもののため、区役所附設会館（以下「会館」という。）を使用するとき。
- (2) 区役所の事務及び事業又は会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。
- 2 別表2に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるもののため会館を使用する場合は、利用料金の2割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を減額することができる。
- 3 第1項の別表1及び第2項の別表2における「その他区長が必要と認める団体」として減免の対象とするかどうか判断する必要がある場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、区長が必要と認めた場合に限り、免除又は減額することができる。

（減免手続）

- 第3条 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者に対して、使用申込書に添えて利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、要綱及びこの減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適当と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。ただし、審査にあたり疑義等が生じた場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、減免の対象とするかどうかを決定する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

<別表 1>

番 号	免 除 団 体 等	目 的
1	難波元町地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
2	立葉地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
3	幸町地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
4	塩草地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
5	浪速地域地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
6	大国地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
7	敷津地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
8	恵美地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
9	新世界地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
10	日東地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
11	日本橋地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
12	浪速区地域振興会（赤十字奉仕団）	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
13	浪速区民生委員協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
14	浪速区社会福祉協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
15	浪速地区保護司会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
16	浪速区更生保護女性会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
17	浪速区老人クラブ連合会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
18	浪速区遺族会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
19	浪速区母と子の共励会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等

番 号	免 除 団 体 等	目 的
2 0	浪速区選挙管理委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
2 1	浪速区商店会連盟	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
2 2	浪速区小売市場連合会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
2 3	淀川左岸水防事務組合防潮筋 浪速区防潮本部	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
2 4	浪速区PTA協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
2 5	浪速区歴代PTA会長会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
2 6	浪速区体育厚生協会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
2 7	浪速区スポーツ推進委員協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
2 8	浪速区青少年指導員連絡協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
2 9	浪速区こども連合協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 0	浪速区花と緑のまちづくり 推進委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 1	社会を明るくする運動浪速区 実行委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 2	「交通事故をなくす運動」 浪速区推進本部	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 3	浪速区安全なまちづくり推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 4	大阪市生涯学習推進員浪速区連絡会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 5	成人の日記念のつどい実行委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 6	浪速区青少年育成推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 7	浪速区身体障害者福祉協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 8	大阪市企業人権推進協議会 浪速区支部	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
3 9	浪速区人権啓発推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等

番 号	免 除 団 体 等	目 的
4 0	浪速区人権・同和教育推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
4 1	(社) 浪速区医師会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
4 2	浪速区歯科医師会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
4 3	浪速区薬剤師会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
4 4	浪速区学校歯科医会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
4 5	浪速区学校薬剤師会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
4 6	浪速区学校保健協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
4 7	浪速区適正就学推進委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
4 8	浪速区納税貯蓄組合連合会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
4 9	浪速防犯協会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
5 0	浪速防火協力会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
5 1	浪速区青少年福祉委員連絡協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
5 2	一般財団法人大阪市コミュニティ協会 浪速区支部協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
5 3	公益社団法人浪速納税協会	区単位で市政・区政に寄与する行事 又は集会等
5 4	その他区長が必要と認める団体	

＜別表２＞

番 号	免 除 団 体 等	目 的
1	浪速区地域振興会（赤十字奉仕団）	連合振興町会・振興町会の主催するもの
2	浪速区民生委員協議会	地区委員会の主催するもの
3	浪速区社会福祉協議会	地域社協の主催するもの
4	浪速区老人クラブ連合会	校下単位の主催するもの
5	浪速区遺族会	校下単位の主催するもの
6	浪速区PTA協議会	校下単位の主催するもの
7	浪速区商店会連盟	単位商店会的主催するもの
8	浪速区小売市場連合会	単位市場の主催するもの
9	その他区長が必要と認める団体	